

確定申告にかかる注意点

●確定申告のお知らせおよび所得税確定申告書等の用紙について

税務署から所得税確定申告書等用紙の代わりに「**確定申告のお知らせ**」のハガキまたは封書が送付されています。(e-Taxにより申告された方は何も送付されません) 予定納税額や振替口座等確定申告に必要な情報が記載されていますので、**必ず申告会場にお持ちください。**

なお、「確定申告のお知らせ」に**納付書が同封されている方は、納付書も必ずお持ちください。**

申告書の用紙は、税務署に連絡すると郵送してもらえるほか、国税庁ホームページよりダウンロードできます。税務署窓口、役場玄関ロビーにも設置していますので、ご利用ください。

※申告書等が送付されない場合でも、確定申告が必要な場合があります。



●確定申告書類チェック表および医療費控除明細書の用紙について

村役場会場で確定申告をする際に提出や提示が必要な書類を確認していただくために、「確定申告書類チェック表」を今月号の広報に差し込んでいます。申告時にも使用しますのでチェック表をお持ちください。

医療費控除を受ける際に作成・提出が必要な「医療費控除の明細書」の用紙について、今年度は広報に差し込まれていません。用紙が必要な方は、国税庁のホームページからダウンロードして印刷するか、役場玄関ロビーに設置していますのでご利用ください。

●マイナンバーについて

申告する方は、マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーの記載のある住民票の写しのいずれかをお持ちください。

申告書には申告者、控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者等の**マイナンバーの記入が必要です。**

●住民税申告について

所得税の確定申告をされない方で、次のいずれかに該当する方は、住民税申告が必要となりますので確定申告期間中に申告会場へお越しください。

① 給与所得のあった方で、勤務先から本村へ「給与支払報告書」の提出のない方

※提出の有無は勤務先に確認してください。

② 給与所得のある方で、給与所得以外の所得もある方

③ 営業、地代、家賃、配当、農業、個人年金(公的年金を除く定期年金、終身年金等)などの所得がある方

④ 所得がない方

給与所得または公的年金にかかる雑所得を主としている方で、それ以外の所得金額の合計額が20万円以下の場合、確定申告は不要ですが**住民税の申告は必要です。**確定申告書類チェック表を参考に、必要書類をそろえて申告会場へお越しください。

※申告がない場合は、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料の算定における判定が正しくできない場合があります。また、所得証明書・課税(非課税)証明書の発行もできません。

令和7年分 確定申告(村役場会場)について

特集

●申告期間 2月16日(月)～3月16日(月) ※土曜・日曜および祝日を除く

●受付時間 午前8時45分～11時30分、午後1時～4時

●会場 飛島村役場2階 第3会議室

確定申告書類チェック表(今月号の差し込み)を利用し、お忘れ物なく申告会場にお越しください。

確定申告の相談日程		
2月	16日(月)	元起・竹之郷
	17日(火)	
	18日(水)	地区指定なし
	19日(木)	
	20日(金)	松之郷・渚・梅之郷
	24日(火)	
	25日(水)	地区指定なし
	26日(木)	
	27日(金)	服岡・三福
3月	2日(月)	
	3日(火)	地区指定なし
	4日(水)	
	5日(木)	大宝・八島
	6日(金)	
	9日(月)	地区指定なし
	10日(火)	
	11日(水)	古政・新政・木場
	12日(木)	
	13日(金)	地区指定なし
	16日(月)	

以下に当てはまる方は受付できません。
津島税務署の会場(津島文化会館)で申告
もしくは税理士にご相談ください。

- ・令和8年1月1日に本村に住所のない方
 - ・事業等の収支内訳書、医療費控除の明細書を作成できないまたは作成の相談をしたい方
 - ・贈与税や消費税などの申告をする方
 - ・土地や家屋、株式等を売却した方
 - ・先物取引に関する収入がある方
 - ・暗号資産(仮想通貨)に関する収入がある方
 - ・初めて住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を受ける方
 - ・令和6年分以前(過年度分)の申告をする方
 - ・外国税額控除の適用を受ける方
- 上記以外にも内容によっては、村の会場で受付できない場合があります。

【ご注意】

- ・添付書類がそろわない方は受付できません。事前にご用意ください。
- ・会場の状況や申告の内容により、順番が前後する場合があります。
- ・事前予約は行っていない。

●商工会での確定申告

確定申告の相談日程		会場
2月	20日(金)	産業会館 1階会議室
	26日(木)	
3月	3日(火)	
	11日(水)	

【ご注意】

- ・商工会での確定申告は、予約が必要です。
- ・相談時間は午前9時30分～正午、午後1時～3時30分です。

●問合せ先 総務部税務課

津島税務署からのお知らせ

スマホとマイナンバーカードを利用してご自宅から申告できるe-Taxをご利用ください。

確定申告の相談は、チャットボットをご利用ください。

※チャットボットはご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。



●確定申告会場にお越しになる方へ

確定申告会場では、原則としてご自身でスマホとマイナンバーカードを利用して申告手続きを行っていただきますので、ご来場の際は、スマホとマイナンバーカードをお持ちの方はご持参ください。

来場の際には、事前にマイナポータルアプリをインストールするほか、

①源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類

②スマホおよびマイナンバーカード(※)

(※)マイナンバーカードの発行時に設定した次のパスワードも必要です。

・署名用電子証明書(英数字6桁～16桁) ・利用者証明用電子証明書(数字4桁)

が必要になりますので、ご準備をお願いします。

注)マイナンバーカードの暗証番号はコンビニのキオスク端末(マルチコピー機)で初期化・再設定ができます。

●確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です

「入場整理券」は、LINEアプリによるオンライン事前予約または確定申告会場での当日配付の二つの方法で配付しています。

また、入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

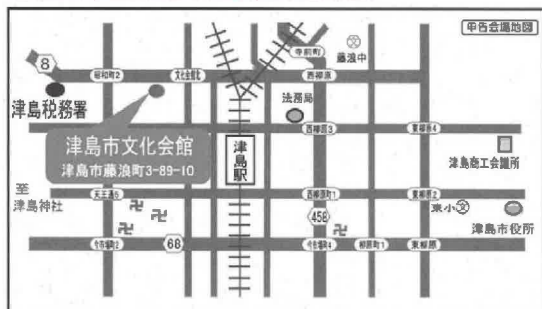
まずは、国税庁LINE公式アカウントの友だち追加をお願いします。



【ご注意ください】

- ・入場時に、当日配付した「入場整理券」またはLINEアプリで事前予約した際に表示される「受付完了」画面を確認しますので、必ずお持ちください。
- ・「入場整理券」には、会場へ入場できる時間帯が記載されていますので、指定された時間帯内に会場へお越しください。
- ・指定された時間帯に遅れた場合は、入場できない場合があります。また、会場の混雑状況に応じ、指定された時間帯内であっても入場をお待ちいただく場合があります。

●確定申告会場(津島市文化会館)



●問合せ先 津島税務署 ☎26-2161

※電話は自動音声により案内していますので、音声案内に従い「2」を選択してください。

開設期間 2月16日(月)～3月16日(月)

※土曜・日曜および祝日は開催していませんが、3月1日(日)に限り開設します。

開設時間 午前9時～午後5時

(入場には「入場整理券」が必要です。)

※入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。

申告書の作成・提出は
国税庁ホームページから ▶

